平成２９年度第３回たつの市総合教育会議会議録

と　き　平成２９年１２月１１日（月）
午前１０時
ところ　たつの市役所分庁舎第３会議室

部長　定刻になりましたので、平成２９年度第３回たつの市総合教育会議を開催いたします。
まず、開会にあたりまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

市長　ご多用中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
平成２９年度第３回たつの市総合教育会議の開催に当たりまして、ひとこと御挨拶申し上げます。
本日は、年末の大変お忙しい時期に会議に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。
ご案内のとおり、本会議は平成２７年４月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重要点に講ずべき施策等について協議・調整をし、両者が教育施策の方向性を共有して、一致して執行にあたるために設置された会議でございます。
私は、１１月１３日に市長に就任いたしまして、先般、臨時の総合教育会議を開かせていただきましたが、定例会は本日が初めてでございます。委員各位におかれましては、今年度、既に２回の会議に参加され、たつの市の教育行政や「教育分野における保護者へのアンケート」等について、御協議いただいたと伺っております。
本日も次第にありますように、「教育に関する大綱」について、再度確認させていただくとともに、「教育委員会施策における懸案事項等」について、御意見を伺いたいと考えております。
皆様と議論を交わしながら、たつの市の教育をより一層充実したものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

部長　ありがとうございました。
続きまして、次第により協議事項に入りますが、ここからは会議の進行を市長にお願いしたいと思います。
市長、よろしくお願いいたします。

市長　それでは、進行役を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。
初めに会議の公開又は非公開につきまして、皆様にお諮りしたいと思います。たつの市総合教育会議設置要綱第６条に基づき、本会は個人の秘密を保つ必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、及びその他公益上必要があると認めるとき以外は公開するものとなっており、更に、たつの市教育委員会会議規則に準じた取扱いを行うこととなっています。
本日の案件につきましては、設置要綱に定める非公開とする事柄に該当せず、公開とすることが適切であると思われます。賛成の方は挙

手をお願いいたします。

＜　挙手　＞

市長　賛成が出席議員の３分の２以上の多数と認め、公開と決定いたします。それでは、次第に基づき、協議事項に入ります。

「教育に関する大綱」について、事務局から説明してください。

課長　それでは「教育に関する大綱」について御説させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定により、教育大綱については、地方公共団体の長が定めることとなっております。また、大綱を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議することとされております。

現在の教育大綱については、平成２９年５月１２日に開催された総合教育会議において協議が行われ、決定されたところではありますが、この度、新たに市長が就任されたことにより、本市の教育大綱を変更されるのか、現行の大綱のまま進めるのかを決定いただきたいと考えております。

市長　以上で説明を終わります。

教育大綱は、市長が定めることとなっているため、市長の交代に伴って、あらためて協議事項とさせていただいております。

現行の教育大綱は、市長部局と教育委員会が、教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたっていけるように、たつの市総合計画の部分を抽出した「たつの市教育振興基本計画」を教育大綱としていると伺っております。

私としては、その策定の趣旨に鑑みて、現行の教育大綱の内容を変更する意向はありません。

引き続き、現行の教育大綱の下、市と教育委員会が一致して、教育行政の執行にあたっていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、その他といたしまして、「教育委員会施策における懸案事項等」について、事務局から説明いただきます。

部長　それでは、現段階における「教育委員会施策における懸案事項等」について、説明いたします。

別添資料をお配りしておりますのでご覧ください。まず、教育管理部の方でございますが、総合計画に基づきまして、作っております。

第１節としまして、「豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる」ということで、基本方針は就学前の子供を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、教育・保育内容や子育て支援体制の充実を図るというものでございます。懸案事項としまして、事前にお配りしておりますので、要点だけ御報告いたします。

まず、「「園での遊び～学び」充実事業について」ということで、学校教育課の担当でございます。これは平成２９年４月に改訂されました「幼稚園教育要領」に応じまして、各園において、園児の実態に即した活動をしております。併せて、幼小接続シートを作成しまして、それを明文化することで、３０年度から「遊びは学び」という幼稚園の充実事業を実施するものでございます。

続きまして、「たつの市幼稚園・保育所再編計画について」、でございます。教育総務課でございます。これは、平成３２年度までに認定こども園化の計画が整っていない７園がございます。神岡幼稚園、東栗栖幼稚園、香島幼稚園、越部幼稚園、半田幼稚園、河内幼稚園、室津幼稚園について、園児数の推移を考慮しながら検討するものでございます。

続きまして、「旧揖西北幼稚園の跡地利用について」、でございます。教育総務課です。これは平成２６年度末に閉園となった、揖西北幼稚園でございますが、現時点でその利用について決定しておりません。従いまして、その跡地利用方法の検討を行う必要があるというものでございます。

続きまして、２ページをお開き下さい。「義務教育の充実」でございます。基本方針は、「児童と生徒の実態に即した指導により、幅広い知識と柔軟な思考に基づく創造力を培い、学力の向上と豊かな心を育むとともに、安全で快適な学校環境の整備を推進する」でございます。

懸案事項としましては、まず、「「学ぶ力」向上支援事業」でございます。これは、平成２９年４月に、改訂された学習指導要領に基づいた、学ぶ力の向上を目指した事業でございまして、ふるさと教育、それから外国語活動、英語教育の推進、というところの事業を今後進めてまいるつもりでございます。

続きまして、「きめ細かな教育推進事業」について、学校教育課でございます。これは、特別な支援を必要とする児童・生徒が年々増加傾向にある中で、市としてできる限りの支援をしていく方法について検討していかなければならないというものでございます。

続きまして、「小中一貫教育の推進について」ということで、学校教育課です。これは、不登校対策、それからいじめ問題解消・学ぶ力向上のために、小中一貫教育の推進を進めるものでございまして、今後、ふるさと教育、外国語活動、英語教育に関する小中一貫のカリキュラムを作成する予定でございます。

続いて、３ページをご覧ください。「学校における食育推進事業について」、学校教育課でございます、これは、社会問題化している食生活や生活習慣の乱れに対応した、学校における食育を推進していくものでございます。

続きまして、「不登校対策ネットワーク構築事業について」でございます。学校教育課でございます。これは、全国的また本市でも課題となっております、不登校児童生徒に対応するために行う事業でございまして、最近におきましては、増加しております外国籍の児童生徒をサポートするその方法を多文化共生サポーターの増員を図って、広報秘書課等と協力しながらやっているところでございます。

次に、「本との出会い読書活動推進事業について」学校教育課でございます。これにつきましては、「たつの市子どもの読書活動推進計画」に基づきまして、本事業を実施するものでございまして、学力・学習状況調査等の結果において、読み解く力というものの必要性、また、必要な情報を収集し、分析する力を向上させることを目的としております。

続きまして、「中央学校給食センターの中学校給食について」というところで、これについては、小学校の残食に比べて中学校の給食における残食が多い傾向が見られます。少しでも残食を減らすために、中

学校において、給食指導の強化依頼や食育を通じて残食を減らす対策を講じるものでございます。

４ページをお開きください。「地産地消の推進について」ということで、学校給食全般で現在、地産地消を進めております。より地元の方と調整しながら今後も進めていく必要があるということでございます。

続いて、「老朽化した公立学校施設の整備について」、教育総務課でございます。これは、公立学校施設が建築後既に２５年以上経過しているというような状況におきまして、安全安心かつ快適な学校環境を整備する必要があるというもので、その中には、トイレの洋式化、空調等の整備も考えていかないといけないということでございます。さらに、屋内運動場、体育館につきましても老朽化が進んでおりまして、ここについては避難所になっていることから優先的に整備する必要があるというものでございます。併せて、書いておりませんが、プールにおいてもかなり老朽化が進んでおりまして、プールについても計画的に施設整備をしていかないといけないと考えております。

続いて、「学校の適正規模・適正配置について」、教育総務課でございます。これは、みなさん御存知のように、近年、少子化の進行に伴いまして、児童数が減っております。これにより、市内１７校の小学校のうちクラス替えができる小学校が４校のみということで、他につきましては、１学級のまま、室津小ではさらに複式学級という状況でございます。そういう状況を踏まえまして、良好な教育環境を確保する必要があるというところから、学校の適正規模・適正配置について、今後検討していくということでございます。併せて、中１ギャップの解消・学力の向上を期待できる小中一貫校も視野に入れまして、本市としての方向性及び方針について決定していくというものでございます。

教育管理部につきましては、以上でございます。

部長　それでは引き続きまして、教育事業部所管につきまして、ご説明させていただきます。資料５ページからご覧ください。

まず、施策２８「青少年の健全な育成」でございます。「地域・学校・家庭などが連携を深め、青少年の健全な環境整備に努めるとともに、青少年が参加できる事業を推進し、健全育成に努める。」ということでございまして、その中での懸案事項でございます。

青少年野外活動施設、キャンプ場でございますが、市内には古い施設がありますので、中垣内教育キャンプ場、こちらの方を機能集約するということを今後考えていきたいと思います。

２点目、社会教育課分で放課後児童クラブの運用についてでございます。現在、放課後児童クラブを１５校区小学校で展開しております。２校区については、未開設でございますが、その中にあって、小規模校、西栗栖小・室津小それから播磨高原東小を含め、今後、高原小学校、西栗栖小学校については合同で開催していく予定で新年度からやりたいと計画しております。それによりまして、未開設児童クラブの解消を図っていきたいと考えております。

もう１点が、保護者からの要望が強い時間延長の問題でございます。近年社会進出されております共働き世帯等の増加によりまして、そういう要望が強くなりました。つきましては新年度から時間延長して取り組んでいきたいと考えております。

次のページでございます。「生涯学習の推進」ということで、基本方針が「多様化する市民のニーズや学習意識の高まりに対応するため、市民が自己に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進する。」ということでございます。その中で、懸案事項としましては、まず、公民館でございます。こちらの方は、今現在市内に９施設の直営の公民館を展開しております。今後におきましては、直営の公民館を中学校区に一施設という形にして、残りは地域団体指定管理委託等に移行したコミュニティセンターへの機能へ移行を図るということを今後計画していきたいと考えております。

２点目、公民館の改築事業でございます。今、鋭意市内の９公民館は改修又は耐震改修、大規模改修を順次行っております。今後におきまして、最終残っている小宅公民館の改築の問題がございます。今後、最終にはなりますが、小宅公民館の改築についても皆さんの意見を聞きまして、どの場所が良いのか等を検討していきたいと考えております。

併せまして、公立の図書館の問題でございます。市内４図書館ございますが、今後、人口規模に適した機能に集約するべく、統廃合を含めた図書館機能を懸案事項として考えております。

続きまして、「スポーツレクリエーション活動の推進」でございます。基本方針としましては、「市民の体力の向上や健康づくり、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを目的に、各種スポーツ教室・大会等を開催し、家族・世代間の交流を図るとともに、スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの競技力向上にも努める。また、西播磨の中核都市に相応しい規模の総合的な運動公園の整備を目指す。」というものでございまして、懸案事項としましては、総合的な運動公園の整備についてでございますが、今後、市民ニーズ等を調査しながら、この総合運動公園のあり方について、調査研究をしていく形でございます。

公共施設の統廃合という形で、先ほどの図書館に続きまして、体育館の方でございます。体育館につきましても、市内４館展開しております。今後老朽化が激しい体育館につきましては、改築を含め、統廃合等を考え今後調査研究をしていきたいと考えております。

次の牧運動公園庁舎上問題でございます。こちらの方は、もう既に整備済みでございますが、近年利用が増えております野球場につきまして、駐車場不足等の現状を調査し、今後どのような対応ができるかを検討してまいりたいと思っております。

４点目の新宮青少年センターの利活用についてでございます。こちらの方についても施設の老朽化が激しく、修繕の関係、維持管理の関係について今後検討課題と理解し、対策をとっていきたいと考えています。

次に８ページをお開き下さい。「歴史文化遺産の保全と活用」でございます。こちらの方は、「歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、市内の歴史分遺産について、より一層の保存と活用を図る。また、市民との協働及び参加型事業の展開、資料等の文化財保存施設の整備と展示の拡充、文化財を生かしたまちづくりに努める。」というものでございまして、まず１点目ですが、歴史

文化資料館の再生事業になります。こちらの方も老朽化、築３０年が経過し、老朽化等が顕著になってきました。併せまして、展示スペースが狭くなっていまして、こちらの方も検討をしていく必要があると認識しております。併せまして、八瀬家住宅保存整備でございます。こちらの方は、市指定文化財であり、市の財産ですが、こちらの方も老朽化が激しく、保存活用について、今後皆さんの知恵をお聞きしながら対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、堀家住宅保存整備についてでございます。こちらの方は国指定重要文化財となっています。先般の八瀬家と堀家につきましては、市民公開させていただきました。地元の小学６年生が活発なガイド役として、市民にこの存在を知らしていただいております。堀家につきましても、今後整備事業が必要と考えております。市としましては、加茂神社の保存整備が終了後、すぐ次の事業に取り掛かるという形にしてく必要があるかと考えています。

次９ページをお開き下さい。「芸術文化活動」の振興でございます。「これまで培ってきた文化、風土を活用したイベントを市民と共に実施し、「たつの」の良さへの意識のかん養を図る。また、文化団体の支援や市民の文化活動を支援し、市民主体の芸術文化振興事業を幅広く醸成する」ものでございます。

この中の懸案事項としましては、公益財団法人霞城館の運営でございます。現在公益財団法人が霞城館を運営管理しておりますが、役員の高齢化、後継者の不足ということで、施設運営についてどのようにしていくか、今後の課題だと認識しております。また、界隈の施設と共に、その霞城館のあり方、たつの市の川西地区の文化施設の在り方等を検討する必要があると理解しております。

続きまして、赤とんぼ文化ホール、アクアホールについてございます。現在、文化ホール２施設を管理運営しております。今後におきまして、この文化施設の老朽化に対する在り方について、何が必要なのかを今後検討していくことが必要だと考えております。また、アクアホールにつきましては、借地部分がございます。駐車場部分が借地でございます。今回の補正予算におきまして、測量等の予算計上を議会に上程させていただいております。今後適切な管理運営になるべく担当課としても努力をしていきたいと考えております。

続きまして、揖保川文化センターについてでございます。こちらも文化センターとスポーツセンターの複合施設でございまして、こちらも老朽化等が激しくなってきている関係で、今後体育館機能と文化施設機能と合わせた総合的な管理等が懸案と考えております。

最後１０ページをお開き下さい。人権教育・啓発の推進でございます。「「人権尊重都市宣言」に基づき、「命と人権を大切にし、共生の心育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、同和問題をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解消を目指す。また、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築くため、「人づくり」「まちづくり」に努める。」でございます。こちらの方につきましては、懸案事項は教育集会所の改修をあげております。現在、本市における教育集会所は構教育集会所が中核を担っております。こちらの施設につきましても、老朽化等が目立ってきてお

りますので、今後どのような形での改修をしていくのかが懸案と考えております。いずれにしましても、本市社会教育事業部が所管しております施設は多種多様沢山ございます。発表しております公共建築物再編実施計画等に基づきまして、今後皆様の意見を聞きながら展開していく必要があると考えています。

以上で、説明を終わらせていただきます。

市長　ありがとうございました。それでは懸案事項に関しまして説明が終わりましたので、今から皆様のご意見を伺いたいと思います。

施策ごとに質問いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

施策２６についてご意見がある方よろしくお願いします。

教育長職務代理者　施策２６の幼稚園と保育所の再編計画について、長年の懸案課題となりまして、計画は実施になっている園もありますが、毎回私は定例会でも申し上げていますように、丁寧な当事者意識を持った小さな子どもを預ける親の身になった目線で、統合するのはいいが、無くなっていく方の人の立場に立って、丁寧な説明と対応を改めてお願いします。そうでないと、なかなか交渉という話の中で、進みにくいことになってきます。分かっておられるかと思いますが、改めてそこを踏まえた上での展開、推進をよろしくお願いします。

部長　説明につきましては、実際にこども園を推進しております、こども園推進課と合わせまして、PTA の方に説明しているところでございます。ただ、現状としましては、認定こども園のオープンこども園ということで、今幼稚園に行っておられる保護者の方もそこに行って、どういうものかというのを知っていただき、そいうところから、この度幼稚園の募集をかけているところでございますが、認定こども園の方を希望される方が多くおられるということで、先ほど申し上げた、園児の数が、当初こちらが思っていたよりもかなり認定こども園の方に行かれておりますので、そういう点においては、説明とこれからの内容については、しっかり説明できたかなと考えております。ただ、委員がおっしゃったように、中には、「幼稚園で」という方もいらっしゃいますので、教育委員会とこども園推進課と併せまして説明してまいりたいと思います。

市長　７園残っているんですね、これを最終的にいつごろまでにする予定ですか。

部長　今現時点で、４歳児、５歳児ございますが、東栗栖、越部、室津につきましては、応募がございません。０という状況でございます。ですので、この状況が続くようであれば、先ほど申し上げた３園については、休園という形になろうかと思います。ただ、神岡、半田、河内、香島につきましては、今後の人数が５名から６名という一桁の人数でございますが、地元に入園の方がいらっしゃいますので、平成３２年に認定こども園を全て完成します。その時点において、この方たちの行く認定こども園もございませんので、その段階で再度説明させていただいて、３２年からはきっちりとした方向性を決めていきたいなと考えています。

委員　市長から施策ごとというお話でございましたが、いろいろと懸案事項ございますが、懸案事項が毎年毎年変わるわけではありませんので、

すでに報告であるとか、議論された事項と、文字としては初めて出てきているような事項もあるような気がしますので、施策ごとに、今回これが新しく出ましたということを言っていただくようお願いします。その都度で結構です。

市長　それでは、施策２６と聞いたら、その内、これとこれが新しくでたものと言ってください。

部長　施策２６におきましては、再編計画、揖西北幼稚園の土地については、おそらく説明はあったかと思います、ただ、今回園での学びについてということは、これは初めての事業ということで、３０年度事業実施していくものでございます。ただ、幼小の連携という意味におきまして、今現在どういった連携できるかということで、こども園と幼稚園とございますので、こども園はこども園、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園ということで、今は別個でやっていましたが、それを一つにまとめて、今担当者が寄りあって、幼児教育から小学校にあがる段階において、どういうような接続ができるかというものを幼稚園、認定こども園、保育所の３園が、同じような共通認識を持ってやっていこうということで、シートを作ってするものです。これが新規の施策です。

委員　旧揖西北幼稚園の跡地利用につきまして、小学校の再編のところでは、跡地利用も含めての考えを持って、委員会では会議を開催しているところなのですが、今回、東栗栖、越部、室津幼稚園が、応募がないということで、そうなった時に、何らかの跡地利用のことを検討しないといけないようなところが出てくる。それが後手になっている気がします。やはり、ある程度の目途をもってどう利用するかという方針がないのは、住民の方々が心配されるし、治安的なものを含めて心配なところもあるので、早急に考えないといけないと思いますが、今後は閉園していくところは、そういうところも含めて考えていかないといけないと思います。

部長　まず、跡地利用の件でございますが、先に考えるとなりますと、当然、地元にどういう利用をされるかということを聞くのですが、ただ今、園に子どもさんがいらっしゃる中で、地元にそういう話をしていきますと、混乱を招きかねないかなというところでございます。実際に揖西北の方ですが、教育委員会の方でもそういう跡地利用について、地元の方と協議をしまして、地域交流拠点として利用されたいというお話があったのですが、運営について最終的に難しいということで、途中で話はなくなりました。今後、跡地が、いわゆる土地利用上、都市計画法の中で、市街化調整区域であったりしますと、それをいったん潰して、新たなものを建てるというのは、かなりハードルが高くなっています。それが、そのままで使っていくに際しては、どのようなことがあるのかなということを含めて、教育委員会だけではなかなかそういう法的なところが難しいので、都市建設部や企画財政部と職員が寄って、跡地利用についてはみんなが寄った中で考えていこうと、今動いているところでございます。

委員　幼稚園あるいはこども園、私立と公立と両方で運営されている方向なのですが、最近の傾向としては、私立の方が多いのかなと、私は感じているのですが、こども園は厚生省の管理なのですね。

部長　内閣府です。

委員	普通の公立幼稚園は文科省ですね。そういう監督官庁が違って、管理上、教育が均等に行われるのかどうなのか心配かなと思えるのですが、一番幼児教育で、小学校に入る前の教育で大事な時期かと思うのですが、そういう面は、たつの市としては、どういう捉え方で、進めてくださる方向なのでしょうか。
部長	今、委員がおっしゃったとおり、監督省庁が違うということで、今までは別々にしていたのですが、今回、幼稚園の教育要領というものが出まして、それについては、当然、認定こども園も幼稚園の機能を持っていますから、それが適用されるということです。私立と公立につきましては、こども子育て会議というものには、当然私立の園の代表の方も来られておりまして、そういう中において、今までは別々だったものを、私立の先生方の交流、研修にしても、公が行っている研修に私立の先生も入れてくださいという話がありましたので、そこで寄っていって、皆で話をするというところで、昨年度からかなり交流ができていまして、今年度につきましては研修も一緒にさせていただいて、たつの市の幼児教育というものを、方向性を決めて、こういう風にやっていきましょうという形での進め方をしております。
市長	次に施策２７です。
部長	施策２７につきましては、新しい事業はございません。
教育長職務代理者	施策２７は義務教育の充実ということで、どの施策も大切なんですけど、教育委員会学校教育における根幹をなす根本施策でございます。従来通りの確かな学力をつけさせるため、学ぶ力が当然必要です。教育委員会ですので、教育を司る機関なので、平たく言いますと、しっかりと学力をつけてもらうということを学校現場に頑張ってもらいたい。昨今の教室の中で起きている、発達障害のこどもに対する対応については、非常に教育現場の喫緊の課題になっており、従来の障害をお持ちの子ども以外の、発達障害という障害を含めてきめ細やかな一人一人の子どもへ寄り添った教育を推進していかねばなりません。その中には当然、学力も含まれますし、不登校も含まれますし、いじめも含まれます。障害だけに限らずです。ここ近年の最大の話になっていますのが、小中一貫、統合の問題ですね。これは残念ながら、本市においても、子どもの数が減ってきているので、施設や地域といった大きな問題を踏まえた上で、文字通り教育の根幹をなす、大きな視点で取り組まないと駄目かと思います。たつの市教育においては、今のところ着手して、アンケートをとっていますが、今後の進め方、統合・小中一貫を踏まえた進め方について説明をお願いできますか。
部長	先ほど委員の御指摘のように、本市にも少子化が進んできておりまして、クラス替えができない学校が多く、併せまして、学校がかなり老朽化しているということでございます。そういうものを鑑みて、統廃合については方向性を出すということで、教育委員会が進めております。そういう中において、統廃合というところと、小中一貫教育、いわゆる小学校と中学校と併せたような学校を造ってはということで、連携教育という風にやっているような状況です。ですので、方向性としましては、統合という形での方向性は持っておりますが、やはり、地域の了解なくしてはなかなか進められないところでございますので、今後は方向性を出したのちに、その地域に話をしに行ったり、逆に地域の方

から、こういう状況では駄目だというところがございましたら、その地域については、進めていけるのではないかと考えています。

教育長職務代理者　関連して、給食センターの問題も同じような共通課題、統合、施設一体型または連携型ありますけど、現在は新設の給食センターが稼働しておりますが、なかなか学校の自校方式の施設も老朽化があって、その辺りも一貫教育統合の中での大きな課題の一つになりますね。そこを踏まえた給食の在り方についても説明をお願いできますか。

部長　給食につきましては、現在、市内の小学校９校が自校式、その他が中央学校給食センターと御津給食センターを利用しています。先ほど言われましたように、御津給食センターを併せまして、自校方式の９校の施設はかなり老朽化しています。実際に夏休みに給食がない間に、メンテナンスを職員が丁寧にやっております。中央学校給食センターと比べると、安全という意味ではしっかりとやらないと駄目だというところでございます。そういう中で、今回、中央学校給食センターが最高４０００食ということで、安全安心安定的な給食を提供している中で、自校方式・御津給食センターの老朽化がかなり激しいという中においては、第２給食センターを視野にいれた検討をしていかないと駄目だということで、教育委員会としては考えています。

委員　給食、特に食の問題、非常に世間一般的に安全というものが、昔と比べると本当に変わってきていて、我々も食に関わる仕事をしているだけに、工場の環境の整備なんかも非常に厳しくなってきています。それをやらないと継続できないような世間の考え方になってきているかと思います。そういう意味では、自校式か給食センターで総合的にやる方法にするか、いずれ決めていかねばならないことだと思います。それから、小学生、中学生によって、残食が多い少ないという話も出ています。これが、好き嫌いの問題なのか、あるいは量が多いから残るのか、その問題もいずれ教育委員会としても調べて、生徒の意見も聞いていただいて、その上で適切な適量の給食とするべきかなと考えます。私も何回かいただきましたが、私には量が多いような気がします。ただ、若い方にはどうなのか等、これは個人差あろうかと思いますが、どのあたりが適量なのか、調べた方がいいのではないかと感じました。

部長　現在、中央学校給食センターの給食の基本となるのは、３、４年生で、その量を１ということで決めています。それに合わせて５、６年生は１．１、中学校は１．２というような形で量は決めています。

委員　学年によって変えているということですね。

部長　そうです。好き嫌いについてですが、去年アンケートをとっておりまして、小学校６年生と中学校２年生です。その中で、残食について、どういう理由で残されたか。まずは、完食は４５％くらいです。残食は、「自分の嫌いな食材が入っていた」が多く、例えば人参やピーマンが入っているだけで残してしまうというようなことです。後は、「料理そのものが自分は苦手」というものがあります。そういうことを踏まえまして、給食センターとしましては、嫌いな食材については、細かくしたり、炒め物にしたり、いろいろな工夫をして子どもに食べていただいています。それと、今年度から今までは、量しか量ってなかったのですが、残されたものについて詳細に調査し、次の献立に生かしていけるようにやっています。

市長　その話で、学校の先生が食事についての指導はしていますか。

部長　小学校においてはかなりしていただいております。ただ、中学校になりますと、給食で嫌いなものを食べさせることを体罰だという考え方の先生もいらっしゃいまして、それよりは、食育の大事なところをしていかないといけないということで、次年度については、中学校の食育については強化したいということで学校教育課の方で考えております。

委員　義務教育分野については、今までの総合教育会議や定例会でも、何度も色々な議論が出ている案件ですので、今までと重複するところがあるかもしれませんが、３つほど申し上げたいと思います。

まず、学校運営については、不登校やいじめ、外国籍のお子さんの問題であるとか非常に大事ですが、やはり特別な支援を要するお子さんへの対応は現場も苦労されていますし、引き続き大切な問題です。

これも前から話題になっていますが、特別支援学校よりは一般校の特別支援学級へ、そして、特別支援学級よりも一般学級へという、いわゆる文科省のインクルーシブ教育の考えに則った方向性が出ていますが、すべてのケースがそれでうまくいくわけではないと思います。どこを判断基準にするかというのは、それぞれのお子さんが、どういうケアをされるのが一番いいのかというのが本来あるべき姿であって、そういうことから言いますと、すべて一般校の一般学級へという流れは、逆に言えば、特別支援の良さというのが、保護者に理解されにくい状況があるように感じます。もし、そちらの方がお子さんにとって良いのであれば、それを説得というか理解してもらう必要があるのかなと、ここ１年間で感じました。

それから、２つ目の学力については、度々英語について申し上げて、その都度ご回答いただいておりますが、今日は道徳について申し上げたいと思います。

この間、揖龍の研究発表会を拝見しまして、先生方が非常に一生懸命やっておられまして、それ自体はすばらしいと思うのですが、１つ気になったのが、道徳の授業と国語の授業の違いについて、区別がつきにくいと思います。要は、道徳への理解の深さというよりも、国語の読解力、表現力みたいなところに結局働いてしまうのではないかと懸念しました。道徳も成績で評価されるんですよね。道徳の成績っていうのは結局、書いてある文書をよく理解できるとか、自分の意見をきちんと発言できるとかいう、いわゆる国語的なそういう観点で結局働いてしまうのであれば、本来的な道徳の授業のあり方とはちょっと違うような気がします。それは、学校や先生の問題というよりも、文科省が道徳を授業として取り入れるというところから既に発生しているような問題だと思いますが、そこは現場が苦労されるのではないかと思いますので、ぜひこれは支援してあげたいと思います。

それから３つ目に適正配置ですが、これは既に他の委員さんからもご意見がありましたが、アンケートの中の PTA の方々の回答で感じましたのが、割と大規模校でどちらかというと統廃合はしばらく関係ない学校の PTA の方々からも、ちょっとどうかなという意見が出ていましたね。ましてや該当しそうな学校の方はどちらかというとあまり統廃合には乗り気ではないという感じの結果でしたので、私としては予

想以上に統廃合については難しいのかなと感じました。ただ子どもの教育がどうあるべきかというのが一番大事だと思いますから、必ずしもそれに引きずられることなく、やるべきことをやるという姿勢が大事だと思います。

それから、小中の一貫については、特に統合型の小中一貫についてはあまり乗り気ではないというか、なるべく止めてほしいという感触を感じました。連携型についてはいいのかなと思うんですが、同じ学校の中で小学校、中学校が一体になるということについては、年齢幅が広すぎるということで懸念がありましたので、ここはかなり難しいと思いました。

中一ギャップについては、中学校進学時に、小規模校の子が浮いてしまうという、そういう部分の中一ギャップについては非常に気にされていましたが、学力でギャップができているということについては、あまり懸念されていない雰囲気がありました。中一ギャップといいましても色々な内容がありますので、中一ギャップという言葉でくくった時に、何が問題で、何が問題でないかということをよく考えないと、言葉に引きずられてしまうような感じがしました。それも踏まえて、小中一貫については考えていかないといけないと思いました。

部長　特別支援を要するお子さんの保護者はほとんど特別支援学級の方を望まれます。その中において、１年生に上がる時には、過ごした幼稚園の園長も含めた先生方と実際に自分が入りたいという小学校の先生方と教育委員会が入ってどういうふうにしていくか、保護者の方にも十分に説明をさせていただいて、こちらの方も学校施設の体制を十分説明して、来ていただくのであれば来ていただくという形になりますが、ただ、地元の学校に行きたいという希望が多いのは確かです。

２点目の道徳については学校教育課長から説明します。

課長　道徳と国語の違いということですが、道徳は、出てくる主人公の心情の変化を追っていくものです。そして、その変化がどういうふうにして起こったのか、例えばいじめがあった時に登場人物の気持ちがどういうふうに変化していくことによって解決していくのかということを学ぶことによって、自分の心持ちをどうしていかなければいけないのかというのを考えるのが道徳です。

それに対して国語は場面であるとか情景であるとか、沢山の登場人物の動きを捉えるのが国語になっています。

ですから、同じように内容を読み取るのですが、道徳は心に焦点化されているというふうに思っていただけたらいいのではないかと思います。

委員　正にそうだと思うのですが、気になったのが、道徳が評価されるわけですよね。評価される時に、文章を書かせるとか、発言させるとなった時に、心の中を１００％見られませんから、結局それは外に出てくる表現力で評価せざるを得ないと思います。結局、国語能力といいますか、極端な話、こう書けばいいんだろうというのが分かれば、心の中でよく理解できていても、口が上手くないとか、筆が立たないということで、実際よりは低く評価されてしまう。評価せざるを得ないということで、そういう弊害が出なければいいなと思います。

課長　評価については、文科省の指針が出ていますが、文書表現で評価す

るということです。それから書いたものだけで評価するのではなく、子どもの日ごろの態度や行動も勘案して評価するということになっておりますので、ご心配の点もあろうかと思いますし、その辺りについてはすべて解決できるものではないかと思いますが、そういうふうに道徳の評価については進めていくようにしております。

部長　次に、小中一貫についてですが、御承知のとおり、連携教育ということで進めております。今後は施設の面から言いますと、分離型であるとか一体型であるとかが出てきますが、一体型ですとお金の面でのことがありますが、分離型ですと、学校間の距離によって進め方が若干違ってこようかと思っておりますので、現時点では、ふるさと教育、外国語、英語に関する連携型のカリキュラムを作成して、それを実施しているということでございます。

委員　第２給食センターのことはここに掲載されていないように思いますが、小学校の老朽化は激しくて、学習環境としては結構厳しいのかなと感じています。そういう状況で、屋内運動場の整備も必要、プールもトイレの洋式化も必要という中で、第２給食センターのこともあります。地震が発生した時には、屋内運動場の整備はすごく重要だと思います。第２給食センターの方も食中毒がどこかで発生してしまったら本当に喫緊な懸案事項だと思うんです。それぞれ事務局がどこを最優先として、優先順位を付けているのか。それからいつまでにしないといけないということで動いていらっしゃるかというのが、いつも割とファジーで緊急度があまりないような感じなので、一応皆様のお考えはあるのかと思いますが、優先順位を含めて考えていただきたい。

部長　財政上から平成３２年が合併特例債というものがあります。いわゆる有利な起債です。その中で事業を進めるのが財政的にも一番いいだろうというところでの話は出ております。それは第２給食センターもそうです。ただ、運動場等についてはなかなか一気にやることができません。それは教育総務課の方でしっかり計画を立てていますので、それに準じてやっていきます。

市長　企画財政部長、ちょっと付け加えてください。

部長　財政運営の関係から申し上げると、教育管理部長の説明にあったように、合併特例債という有利な財政措置がありまして、それの期限が平成３２年度末です。それまでに、やりたいものはたくさんありますが、皆さんおっしゃられているように、どれをするのが一番効率的で、効果的かを見ながらやらなければいけないと思います。特に学校等の施設の関係については、先ほどから出ておりますように、地元の意見やそれぞれの方々の思いというのはすごく大事だと思います。そういったものと実際に予算配分ができること、或いは実際の施行のことも考える必要があると思います。例えば、今お話しになられた給食のことを考えますと、各学校での受け入れ施設や設備をどうしていくかというようなこともあると思います。そういったものについて、各学校関係の皆様方や市民の意見といったものと併せて調整をしていきたいと思っています。全然考えていないということではありません。

委員　増加している外国籍児童の問題ですが、私は経営という面で物事を捉えるきらいがあるので間違っているかも分かりませんが、日本国籍の生徒と外国籍の生徒は管理上はどのようになっているのでしょう

か。日本国籍の場合は義務教育で、国が教育をしていただくということになるんですが、外国籍の場合はどうなんですか。日本の国が見ないといけないんでしょうか。私はあまり外国へ行っていませんが、日本人が他所の国へ行った時にどのような教育を受けているのかが分からないので、なおお尋ねしたいんですけれど。

課長　基本的には、在住場所で就学するということになっています。今たつの市で住んでいる外国籍の方々で就学している児童は１７名です。その国籍も様々で、ペルーや中国、ブラジルであるとか、そのような国から来られている方々です。もちろん委員がおっしゃっておられたように、国籍は日本だけれど、例えば片親は日本人だけれど、もう一方の親が外国籍という方も沢山います。その方々ももちろん日本で就学しています。逆に日本人が外国へ行った場合は二通りありまして、一つは日本人学校に就学する場合と、現地の学校へ行く場合もあると聞いております。

市長　日本人と外国人が同じ扱いなのかを聞かれているんですね。

課長　扱いについても同じです。

委員　今後は、世間の状況から見ると外国籍の子どもが増える方向に行くのかなと感じています。ありがとうございました。

課長　学習においては、なかなか日本語がしゃべれないという場合がありますので、特別に日本語を教えるというふうにしている学校が多いです。

市長　他にないですか。

それでは、施策２８について御意見ありませんか。

部長　こちらについては、懸案事項として、放課後児童クラブの未開校区につきましては認識していただいていると思いますが、時間延長につきましては新規でございます。

市長　御意見ありませんか。

教育長職務代理者　放課後児童クラブについてですが、この施策はそれでいいのですが、あり方として、定例教育委員会でも申し上げましたが、将来的な展望を踏まえて、ニーズというか要望は高まる一方だと思います。組合立の播磨高原の要望についても対応していただいておりますが、今後、将来的な展望も踏まえてこの事業のあり方を検証しなければならない時期がそろそろ来ているのではないかと思います。何を言いたいかと申しますと、教育委員会が所管する事業なのか、市長部局の福祉とか、そちらの方で所管する事業なのかということです。本来教育委員会は教育を司るところですから、これをあまり拡充していくと、補習しているのではないかということで、教育の公平性を欠くことになっていきます。そこへ行った子どもは時間外に先生に見てもらえて、行かない子どもは見てもらえないということで、別の不公平が生じかねない危うい部分もあるので、時間延長となると６時が７時になって、７時が８時になって、教職を持った人がそこにいて、宿題を見てもらえるとか、教育という意味ではそれはいいのですが、それを受けない子どもの保護者の立場になるといかがなものかという意見が出そうな部分がありますので、その辺りを十分踏まえて事業展開をお願いします。

市長　他にありませんか。

それでは施策２９についてお願いします。

部長　公民館のこれからのあり方についての考え方は、新規でございます。
それから、小宅公民館の改築については、新規ではございません。図書館については公共建築物の再編という中で出てきたものですので、そういうふうな中での考え方という意味で新規でございます。

市長　御意見ありませんか。

委員　他の分野にも関係しますが、こういう施設に関する部分ですが、公民館など、地域に密着して数が必要なものもありますし、それから図書館や体育施設など、多少集約して数を減らしていくものもあります。特に集約する方の分ですと、どこに配置されるかというのを、個々の案件だけで決めるのではなくて、ある程度連合させて、連合の仕方もいろいろありますが、たつの市の人口の動向で６万人に向けて、どこに人口が集中していて、どこが過疎になるかということを踏まえて、あえて過疎になりそうなところに施設を持って行ってそこを盛り上げるという考え方もあるでしょう。また、建物の性格によっては、それは基本的に無理だから、人口の集中しているところに持っていかなければだめだろうというのもあると思います。すごい偏りが無いように考えていただきたいなと思います。施設ごとでそれぞれの部局や課でやっていましたら、結局全部龍野地域に来てしまいますので、私はちょっと分散ということも考えていただいたらいいのかなと思います。

部長　平成１７年に合併しましたが、施設というのは１市３町のそれぞれに配置されていました。既存の施設が今現在稼働しているわけですが、それを見ますと、当然旧市町の中で、バランスよく意見合意の下で建っていたと私は理解しております。それをこの度の合併によりまして、新たつの市になって、７万８千人の人口になり、やはり委員が言われたように、新たなまちの中にどの施設をどこに配置するかというのは大きな問題になってきますので、その地域配分のバランスや人口の流動等も勘案した基本的な考え方を調査していかなければならないというふうに思っておりますので、新たつの市の中で適切なバランスを考えていく、それと併せてよく言われます、公平な社会生涯教育の普及ですが、同じ直営でありながら、直営がいいのか、違うやり方がいいのか、そういうこともまだ合併後引き継いだ中で課題としておりますので、費用のかけ方についても公平公正な生涯教育のあり方でやっていかなければならないかなと思っています。これは市民の方の意見を聞きながらという形になろうかと思いますが、担当部局としては、このままの状態で施設を維持することはできませんので、あくまで集約、縮減というのは命題でございますので、その中で議論していきたいと思います。

部長　施設の関係のご提言がございましたので、事業費の関係で申しますと、昨年、公共施設等総合管理計画というものを作成して、これは教育施設に限らず、いろいろな施設についてですが、いわゆる長い期間、１５年くらい過去に建設してきた施設をそれだけ維持していくとしたらどれぐらいかかるかと考えていったら、機械的に試算いたしますと、年間１５億円くらい足りません。それは、今も説明がありましたように、この地域で言うと４つの基礎自治体がそれぞれ、いわゆる地域完結型で施設を造ってきたというようなことがあったからというのも大きな理由だと思います。今後、事業費の視点から考えますと、１つの自

治体ですべての施設を具備して、全部できるようにする、俗にフルセット主義なんて言い方をすることもあるかと思いますが、いわゆる収支面から考えると、それはかなり難しいのではないかということは、考えざるを得ないと思っております。ただそれをどうしていくかというのが、正におっしゃっておられるように学校教育の立場での視点、或いは財政の立場での視点などを組み合わせていって、こういった議論をすることは大事だと感じるところではございます。以上補足でございます。

委員　もしかしたら私の趣旨が伝わっているとは思いますが、各カテゴリーで中央的なものを作りますよね。それをあえて１つの地域に文教地区みたいなものを決めてまとめてしまうという考えもあるでしょうし、或いは、それぞれ中心となる施設をあえてばらばらに配置するということもできるのではないか、どちらがいいかというのはまた考えていかないといけないですが。それぞれのカテゴリーの中で話していても決まらない話だと思いますので、例えばすべての旧４市町に分散しているのが続かないというのは十分理解していますが、まとめた時の中心的な施設をどこに置くかという時にも、集中するのか分散するのかというのを考えておかないと、結局人口の活性化の課題と非常に密接に関係してくるような気がします。

市長　他に御意見ありませんか。

それでは施策３０に移らせていただきます。

部長　こちらについては、まず、１点目の総合的な運動公園の整備と、３点目の牧運動公園駐車場の整備についてであります。

１点目の総合的な運動公園については、第２次総合計画の中にこの度、将来的な課題として取り入れたものでございます。

市長　これについて質問がありますか。

委員　総合的な運動公園の規模的なものが、例えば陸上大会ができるくらいとか、野球大会ができるとか、どれくらいの規模を想定していますか。

部長　規模につきましては、まだ検討もしておりません。ただし、市の課題としては、競技種目によって専門施設、要は市には多目的な共有的に持っている施設、そこでスポーツとかレクリエーションをやっていただけるということで、そういう中で、市民の方から一か所に集約した公園的なものの建設が望ましい、希望しますというふうなことが出ているということで、今回の第２次の総合計画の中に将来的に、向こう１０年間の中でそういう課題を認識しましょうということで動かせていただいておりますので、いつ、どうというのは担当部局としてもまだ検討には至っていません。

市長　他に御意見ありませんか。

それでは、次の施策３１についてお願いします。

部長　こちらにつきましては、２番目と３番目の八瀬家と堀家の保存についてというのが将来的な新規の懸案と認識しております。

市長　これについて、御意見やご質問ありますか。

教育長職務代理者　本市における貴重な文化遺産を整備していただいておりますが、賀茂神社もそうですが、多額の予算でするんですけれども、地味な地道な努力でしかこういう文化財を守っていく、大きな意味での文化を守

っていくことはできません。先ほどのスポーツの分とは対極の地味な活動になると思うんですが、できましたら、きちっと整備すればするほど市民に近い広報活動をしていただいて、文化遺産に触れあってもらう機会をより一層多くしていただきたい。そうしないとただ単に保全するだけではだめで、我が市にはこういう誇れるものがあるんですよということを子どもから大人まで広く広報活動に努めていただいて、せっかくのお金を使って直すんだったら多くの人に見てもらうというふうに事業展開をよろしくお願いいたします。

市長　ついでに賀茂神社の計画が分かっているならちょっと説明してください。

部長　賀茂神社については、今年度から向こう３か年の２９、３０、３１年度につきまして、国庫補助事業で改修していきます。

まず、２９年度にあたっては、権殿というところをやっていくということで、この間入札がございました。３０年度につきましては、拝殿を行います。事業費につきましては、２９年度は１，５００万円で、その内、国が８５％、県、市、地元が５％ずつで、１，５００万円に対して、市の持ち出しは今年度は７５万円の予定でございます。３０年度については、１億円で、本殿等を行っていきます。そちらの方は国庫でやりまして、随伴として市指定の施設がございますので、そちらの方が拝殿と御祖社です。ですから国の指定分と市の指定分を両方を３０年度にやっていくというかたちで、国庫分については１億の事業費で、市の持ち出しは５％ですから５００万円です。市指定の文化財については、４，８００万円弱で、こちらは地元と市が２分の１ですので、２，３７０万の持ち出しです。国庫と市を合わせますと、２，９００万円弱が３０年度の事業費になります。

続きまして３１年度につきましては、国庫事業では唐門で、こちらの方が事業費ベースで８，５００万円という計画でございます。こちらの持ち出しも５％ということで４２５万円となります。随伴としまして、市の指定部分が、参籠所を２，１００万円ほどかけてやります。こちらの方は２分の１ですので、１，０５０万円です。ですから３１年度は国と市を合わせますと、約１，５００万円の市の持ち出しということで、３年間で国指定分と市指定分の両方を改修していくというものです。

市長　ありがとうございました。

他にご質問ありませんか。

委員　ちょっと教えてほしいのですが、国指定のところの説明がありましたが、例えば堀家も国指定ですよね。こういう国指定の文化財の修復というのは、市としてはどういう類で決まるのですか。割合であるとかプランであるとか。国が決めて５％なら５％で割り振られていくのですか。

部長　全国に国指定の文化財がありますので、それらを所管している各自治体がこういう状態にあるという状況報告を出していきます。それから査定、申請、内示というふうになりますので、本市においては、賀茂神社をして、その後に堀家をするというかたちで要望書等を出しておりまして、その事業につきましては、国の内示が来ますと、先ほどの賀茂神社と同じように、８５％の持ち出し、後は５％ずつというふうに

なってくるものであります。それはルール上決まったものです。

委員　分かりました。

市長　よろしいですか。

続いて施策３２をお願いします。

部長　こちらの方については、１点目の霞城館の運営についてが新規ということで考えております。

市長　何か質問ありませんか。

アクアホールの敷地問題はどういうふうな方向に行っていますか。市はどのような考えを持っていますか。

部長　こちらに懸案として挙げておりますのは、アクアホールの南側の駐車場ですから、揖保川の堤防沿いにある揖保川消防署とアクアホールの間にある駐車場の件でございます。併せまして、市道を挟んだ向かいに駐車場がございますが、こちらも借地という形でございます。今回の懸案としましては、南側の駐車場の地権者の方との境界を確定した後、今後、市として、継続して借りるのかは地権者の意見を聞きながら、契約までに話をしていきたいと考えています。当然市としましても、駐車場の確保の面から、そこを返却するとなると、またそれ相応な土地を確保していかなければなりませんので、総合的に検討しながら、慎重に進めていかなければならないと認識しております。

市長　例えば１０年借りているとして、また何１０年借りる予定があるのなら、購入した方が安いということもありますよね。これは本当に慎重に考えていかないと、違うところの例があるので、借りるのなら借りるで、最後に買う時に今まで使用料を払っていたのに、用地買収もするという二重に払うようなことのないように、必ず契約上もそういう書き方をするとか、土地の所有者と相談して契約をするならしてください。

部長　今市長に言われましたことは、認識して今後職務にあたりたいと思います。

市長　それでは、最後の施策３３をお願います。

部長　こちらの方は、従来からの老朽化している施設の改修という形で、新規ではございません。

市長　これにつきまして、ご意見はありますか。

それでは全体を通しまして、何かありましたらご意見を伺います。

教育長職務代理者　本市は現在、教育長不在ということで、私が、教育長職務代理ということで、教育全般の掌握をさせていただいております。改めまして、本日の会議をもちまして、教育大綱は市長のもとに確認、制定されたという認識を新たに持っていただいて、職務代理者として、事務局の皆さんにお願いですけど、大綱に基づいて粛々と、幼児教育、学校教育また、社会教育、事業部局においては、事業展開を図っていただき、これから起こるでありましょう教育課題、学校の課題、社会教育課題、諸課題にも対応するように、また緊急の事案に対して、順応に、迅速に、対応することをよろしくお願い申し上げます。これは正式の下命と理解していただいて結構でございますので、また、市長におかれましては、私の名の元に、職務代理者のもとで、しばらくの間お預かりしますが、財政部長もおられますので、財政的な部分から、大所高所からの教育委員会をご支援賜りますことをお願い申しあげまして、私のご挨拶と

させていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

市長　それでは、職務代理者には大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、委員会を終わらせていただきます。事務局にお返しします。

部長　それでは、以上でたつの市総合教育会議を終わりたいと思います。慎重な御協議ありがとうございました。なお、次回の開催時期につきましては、２月の下旬を予定しておりますので、日程については、改めて調整させていただきます。本日はありがとうございました。

午前１１時４０分終了

市長	山本　実
教育長職務代理者	湯本　浩一
委員	矢木　隆一郎
委員	菅野　夏子
委員	七條　祐正
教育管理部長	田中　徳光
教育事業部長	冨井　静也
企画財政部長	菅原　昌則
教育総務課長	森川　智司
学校教育課長	清久　利和